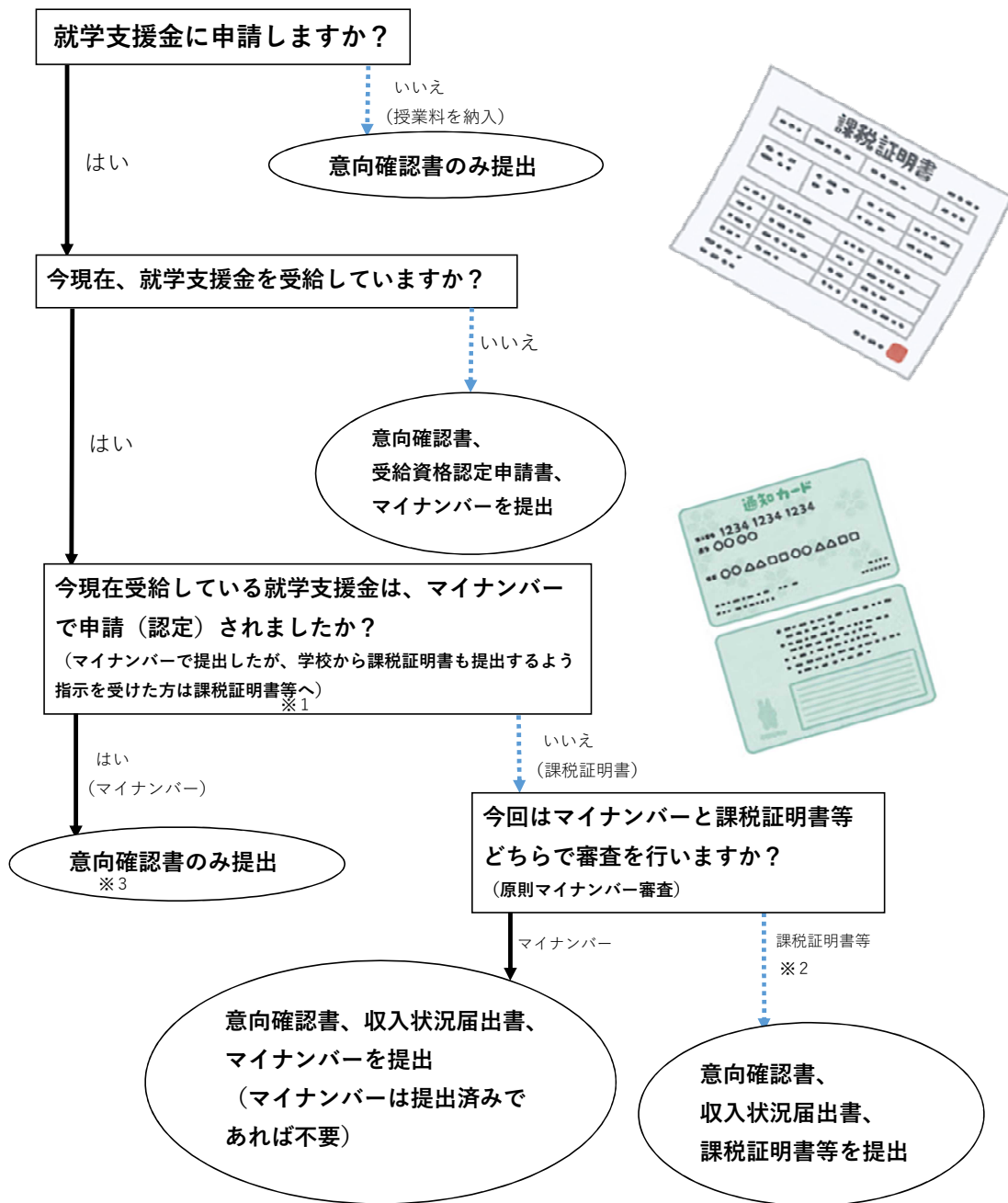


# 就学支援金申請に係る必要書類フローチャート



※1 マイナンバーを提出したが審査結果がエラーとなり学校から課税証明書を提出するよう指示された場合以下のような理由が考えられます。

- ・ 税額の無申告
- ・ 申請した課税地の誤り (引越しをしても住民票を移していない場合など)
- ・ 配偶者控除の対象となっている場合

学校から指示があった場合は速やかに御対応していただくよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。

※2 課税証明書を提出する場合

別添「課税証明書を御提出いただく保護者様へ」を御確認いただいたうえ、本校事務室まで御連絡ください。生活保護受給者は課税証明書の代わりに生活保護受給証明書でも可。

※3 前回審査時 (2019年1月1日現在) と今回審査時 (2020年1月1日現在) で課税地が変更された方は意向確認書の余白にその旨を記載し、事務室まで御連絡ください。